

鳥取県告示第463号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町古用瀬字赤松谷上ミ平655の1、655の2、字赤松奥本谷656、657（次の図に示す部分に限る。）、658の1、658の2、659、金屋字春コリ場谷235、字砂シキ谷236、字スリコ場谷237の1、237の2、字太平山238、字ユリハヶ谷239、字八世ヶ谷240、字スリコ場谷蔭平241、字大スンカ242、字小スンカ243、字本谷日ノ向平254の1、字カラビツ255、字カラトヨノ谷256の1、256の2、字ハウノ木峠257、字熊助谷258、字ハンキヶ谷259の1、259の2、字スルメヶ谷260、字横手ヶ谷261、赤波字渡瀬谷1503、字ハサヒ谷1504の1、1504の2、字茶ウス岩1505、字馬乗岩1506、字小屋ノ谷1507、字水神ヶ谷1508、字横谷1509の1から1509の3まで、字小サクラ1510、字ハル谷1512、字長岨ノ西平1513の1から1513の6まで、字大立岩1514の1から1514の12まで、字小立岩1515の1から1515の3まで、字大石川1925、1930、1931、字大熊1968の1、1968の2、字小石川谷上ミ谷1971の1から1971の3まで、字助右エ門谷2470、2471、2472の1、2472の2、字登リ尾西平2477、字西カト2478、字岡濱ノ平2479の1から2479の3まで、2480、2480の1、字妙ヶ谷2481

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）